

I 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

旧益習館庭園（以下、本庭園という。）は兵庫県洲本市に所在し、江戸時代に淡路仕置や洲本城代を務めた、徳島藩筆頭家老稲田氏の別荘「西荘」の庭として作庭された庭園である。嘉永7年（1854）、稲田氏の私塾学問所「益習館」となったため、現在「旧益習館庭園」と呼ばれている。

益習館は明治3年（1870）に洲本在住の徳島藩士により稲田家の別邸などが襲われた庚午事変において襲撃され、建造物が焼失した。その後は住人も変わり、明治41年（1908）には淡路島内の素封家である川上氏の所有となり、戦後には高田氏の手に入った。

平成25年（2013）8月に高田氏より庭園を含む土地建物が洲本市に寄贈され、翌26年（2014）2月より、洲本市教育委員会が事業主体となって整備を実施した。整備にあたっては、樹木の伐採や飛石、石組などについて専門家に指導を仰ぎ、主に樹木の伐採を実施した。平面図並びにスケッチ図を作成したことで、庭園の様相が明らかとなり、平成27年（2015）2月19日に洲本市の名勝に指定された。さらに、同年に庭園西側部分の植栽整備や堆積土除去、浚渫などを実施し、平成28年（2016）3月15日には兵庫県の名勝に指定された。

平成28年（2016）には発掘調査及び整備についての旧益習館庭園調査検討委員会を設置し、委員の指導・助言の基に本庭園の調査を行い、同年8月17日から31日において発掘調査を行った。これらの成果として、平成29年（2017）に『洲本市文化財調査報告書第11冊 旧益習館庭園調査報告書』を刊行し、発掘調査成果などをまとめた。さらに、平成30年（2018）に建造物調査の成果を加筆し、改訂版として刊行した。

そうして本庭園は、洲本市及び淡路島の江戸時代の歴史や城下町を知る上で、中核をなすものであることが評価され、平成31年（2019）2月26日に淡路島の庭園で初となる、文化財保護法に基づき名勝に指定された。

その後、令和2～3年度には保存活用計画策定事業を実施して「名勝旧益習館庭園保存活用計画（以下、「保存活用計画」という。）」を策定し、本庭園の保存活用についての基本理念を明確にした。

そこで、今後の本庭園の整備に向けて、「保存活用計画」に示す方針に基づき、目指すべき庭園の将来像を示し、今後の整備事業計画を進めるために、保存のための整備及び活用のための整備の内容と事業項目を検討した、「名勝旧益習館庭園整備基本計画（以下、本計画という。）」を策定するものである。

第2節 計画の目的

平成25年（2013）に本庭園の寄贈を受けてから継続した事業を実施しているが、主要な視点場である主屋の老朽化が著しく、立ち入りを制限している状況が続いている。

このような状況から、平日の公開が出来ず、更なる公開活用を図るべく、本計画では庭園の現状と課題を再整理し、本庭園が目指す将来像を共有するために整備の理念と方針を定め、今後の整備計画を示していく。また、文化財庭園としての保存や防災に関わる課題や、安全かつ効果的な活用展開に関わる課題について、緊急度によって優先度を設け、第1～3次整備において整備を実施する。

本計画は、今後10年間で取組む整備を第1次及び第2次整備とし、実施に向けた事業計画を立案する。整備事業の推進と将来的な保存活用を見据え、関係者の役割を明確にし、後世へ確実に継承していくための体制と環境を整えることを策定の目的とする。

第3節 計画対象地の概要

第1項 対象地の指定状況

名称：旧益習館庭園きゆうえきしゆうかんでいえん

所在地：兵庫県洲本市山手三丁目17番1、17番2、703番5、703番10

指定種別：名勝

指定年月日：平成31年（2019）2月26日

指定基準：一.公園、庭園

告示：文部科学省告示第21号

所有者名：洲本市

説明文：旧益習館庭園が所在する洲本は淡路島の中心部東岸に位置する旧城下町で、17世紀前半に整備された町割が現在までよく残っている。旧益習館庭園の敷地は旧城下町外町地区の下屋敷筋の近くにある。この辺りは徳島藩筆頭家老であった稲田氏やその家臣の屋敷が並ぶ武家居住区域であった。

旧益習館庭園は稲田氏の別荘せいそう「西荘」に造られた庭園をその始まりとする。この地は曲田山まがたやま（標高約55.8m）の北裾にあたり、城下町を整備する際にここから石を切り出し、町の完成後にその跡地を別荘として整備したものと考えられている。旧城下町下屋敷筋周辺には、旧益習館庭園のほかにも江戸時代の武家の庭園を起源とするものがいくつかあり、この地区の武家の屋敷に当時多くの庭園が造られたことがうかがえる。それらはどれも曲田山の北裾を利用して、山の岩盤を庭園景観の要素として取り入れており、それぞれが独立した庭園でありながら全体としてみると一種の連続性が見てとれる。

江戸時代の西荘には頼山陽らいさんよう（1781～1832）や浦上春琴うらがみしゆんきん（1779～1846）等の文人墨客が訪れており、その頃の様子は19世紀半ばに齋藤崎庵さいとうきあん（1805～83）によって描かれた西荘の絵画（個人蔵）からもうかがうことができる。その絵には曲田山、複数の巨岩、池泉、二棟の建物、マツ類やタケ類等の植物が見え、建物の中では何人かの人が話をしたり、笛を吹いたりしている。現在の旧益習館庭園の状況と比較すると、池泉の大きさ等は異なるものの基本的な景観の要素は変わっていないことがわかる。長らく稲田氏の別荘であった西荘は、嘉永7年（1854）に稲田氏の私塾が移設されて「益習館」となったが、明治3年の騒乱によって建物が焼失する。その後は個人の所有するところとなり、明治末期から大正期にかけて新たな建物の建築や庭園の改修が行われた。昭和30年代に再び所有者が変わったが、平成25年に洲本市に寄贈され、現在は洲本市が管理している。

旧益習館庭園は、石切場の跡地に造られ、そこにある巨岩を景観の主要な要素としている。ところどころ岩盤が露出する曲田山を背に設けられた園池の山側部分に複数の巨岩が並び、そのうち最も大きなものは幅が約5.8m、高さは約4mある。これらの巨岩には石材切り出し時の矢穴が残っていることから、ここがかつて石切場として利用されていたことがわかる。曲田山からの流水を水源とする園池の手前には明治末期から大正期にかけて建築された書院が建つ。また、書院と園池の間には飛石が打たれているが、これも近代以降に整備されたものである。植栽は、園池周辺はカエデ類が中心で、山腹より上部は、現在はクスノキやアラ

カシ等の常緑樹が多くなっている。また池畔から見て左手奥には、かつて洲本城があった三熊山^{みくまやま}を望むことができる。

発掘調査等から、園池の一部埋め立て、書院の新築等、江戸時代の状況から変わっている部分があることがわかったが、曲田山、巨岩、園池を要素とする空間構成は大きくは変化していない。

以上のように、旧益習館庭園は、江戸時代に石切場跡を整備して造営された庭園を始まりとし、複数の巨岩が並ぶ独特の景観を特徴とする。淡路島には江戸時代の武家の庭園を起源とする庭園がいくつかあるが、旧益習館庭園はそのなかでも代表的なものであり、この地域における庭園文化の広がりを示す事例と言える。芸術上及び観賞上の価値、日本庭園史における学術上の価値は高く、名勝に指定し保護を図るものである。

出典：文化庁監修「月刊文化財」2月号（665号）平成31年（2019）2月

※文中の漢数字は算用数字に改めた。

表 I - 1 文部科学省告示第 21 号（「官報」号外第 36 号 平成 31 年〔2019〕2 月 26 日）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十一年二月二十六日

文部科学大臣 柴山 昌彦

名称	所在地	地域
旧益習館庭園	兵庫県洲本市山手三丁目	十七番一、十七番二、七〇三番五、七〇三番一〇

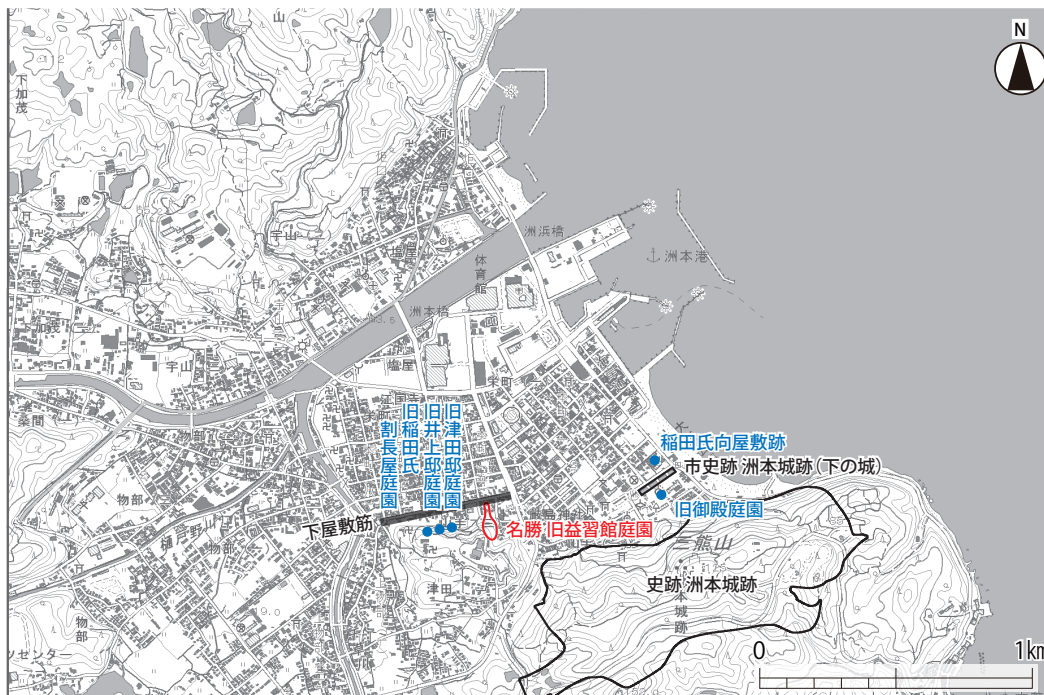
第2項 計画の対象範囲

本計画の対象地は名勝指定範囲である 5,396.08㎡を基本とする。

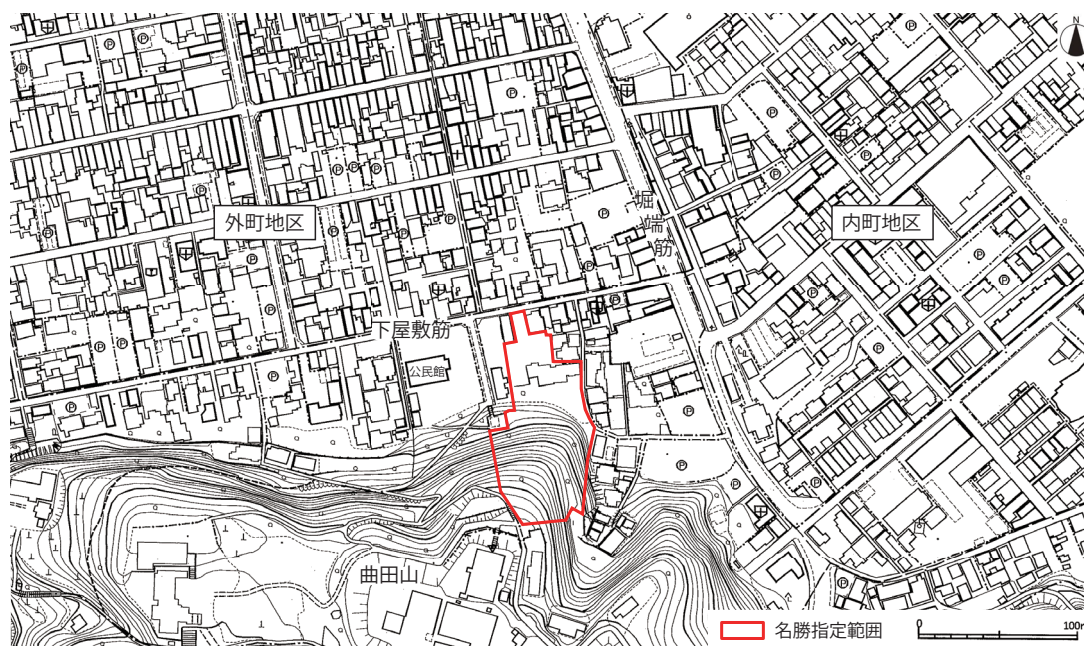
名 称：旧益習館庭園

所 在 地：兵庫県洲本市山手三丁目 17 番 1、17 番 2、703 番 5、703 番 10

管 理 団 体：洲本市



図Ⅰ-1 名勝指定範囲図 (広域 原図 S=1:30,000)



図Ⅰ-2 名勝指定範囲図 (狭域「都市計画図」原図 S=1:2500 に加筆)



図1-3 旧益習館庭園平面図